

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年7月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）イオンスタイル秋田山王店

所在地 秋田県秋田市山王七丁目127の内、118の内、119、120、
121、122番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 3 月 6 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,468㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置および収容台数

施設名	位置	収容台数
駐車場 1	店舗建物北側（届出書添付図 4 参照）	108台
駐車場 2	店舗建物東側隔地（届出書添付図 4 参照）	62台
合 計		170台

イ 駐輪場の位置および収容台数

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	店舗建物西側（届出書添付図 4 参照）	42台
駐輪場 2	店舗建物北西側（届出書添付図 4 参照）	24台
駐輪場 3	店舗建物北東側（届出書添付図 4 参照）	44台
駐輪場 4	駐車場 2 西側（届出書添付図 4 参照）	68台
駐輪場 5	駐車場 2 西側（届出書添付図 4 参照）	68台
合 計		246台

ウ 荷さばき施設の位置および面積

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 1	店舗建物南側（届出書添付図 4 参照）	88㎡
荷さばき施設 2	店舗建物北側（届出書添付図 4 参照）	88㎡
合 計		176㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設	店舗建物内南側（届出書添付図 4 参照）	65.25㎡
合 計		65.25㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	午前7時	午前零時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

施設名	駐車場利用時間帯
駐車場1および2	午前6時30分から午前零時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置

施設名	出入口の数	位置
駐車場1	4箇所	届出書添付図4参照、出入口1から4まで
駐車場2	2箇所	届出書添付図4参照、出入口5および6
合計	6箇所	

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設1	午前6時から午後9時まで
荷さばき施設2	午前零時から午前6時まで

2 届出年月日

令和6年7月3日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年7月16日から同年11月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由